

令和6年度 福島県立須賀川創英館高等学校 前期選抜募集要項

ウェブサイト <https://sukagawasoieikan-h.fcs.ed.jp/>
問合せ先 福島県立須賀川創英館高等学校
住所 〒962-0863 福島県須賀川市緑町88番地
電話 0248(75)3325

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、福島県立須賀川創英館高等学校（以下「本校」という。）の前期選抜（特色選抜及び一般選抜）を以下のとおり実施する。

I 出願

1 募集定員

課程	学科	募集定員	特色選抜定員枠	一般選抜定員
全日制	普通科	240名	募集定員の30%程度	募集定員から、特色選抜で合格と判定された者の数を除いた数

2 出願資格及び通学区域

- (1) 本校の前期選抜に出願することのできる者は、次の①又は②のいずれかに該当する者とする。通学区域は「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 特色選抜については、(1)に加えて、下の「志願してほしい生徒像」に該当する者とする。

【志願してほしい生徒像】

本校は、地域を支える核となって活躍する、社会に貢献できる人材の育成を目指す。そのために、日々の授業をとおして、教科、科目の学習や18歳成人へ向けた学習に積極的に取り組むとともに、特別活動や地域と連携した活動等に対しても主体的に取り組み、自身のキャリアを積極的に開拓し、探究していく生徒を求めている。さらに、本校での学びを深化させ、より専門的な内容を学び、将来地域のリーダーとして活躍するための人材の育成を目指す。

I型（キャリア開拓型）

中学校時代、学習活動や特別活動及び資格取得等に意欲的に取り組み、高校入学後も大学や専門学校等への進学や就職に対する明確な進路意識を持って、学習活動や資格取得、さらにはボランティア活動等に主体的に取り組み他の模範となる者。また将来地域に貢献する意志を強く持つ者。

II型（部活動推進型）

本校の指定する部活動に関して、中学校時代に部活動や地域のクラブ活動において地区大会以上の実績、または優れた資質を有するとともに、高校入学後も学業と部活動を両立させ、リーダーシップを発揮して部活動を3年間継続する意志を強く持つ者。

なお、本校の指定する部活動は以下のとおりとする。

- ① 運動部：野球(男)、サッカー(男)、バレーボール(女)、体操(男・女)、ハンドボール(男)、バドミントン(男・女)、ソフトボール(男・女)
- ② 文化部：吹奏楽（男女を問わない。）
- ※ 運動部、文化部ともに、中学校時代に活動した競技等と異なる部活動を希望してもよい。

3 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

5 出願期間及び願書受付

- (1) 出願期間は、令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694円分の切手（速達・簡易書留料金を含む。）を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (3) 出願書類の受付完了後に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (4) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき、又は所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したものに、必要事項を記入したもの）
なお、記入方法について、別紙を参照すること。
 - ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。実施要綱40ページ様式共通1号により、中学校において作成したもの）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書（本校所定の様式を本校のウェブサイトからダウンロードして作成したものに、必要事項を記入したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
※ 出願時に④と⑤は切り離さないこと。
- (2) 上記(1)以外の者については、本校に問い合わせること。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（実施要綱43ページ様式共通4号の1）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（実施要綱39ページ様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（実施要綱42ページ様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。
郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

- (1) 県外からの出願者は、上記6に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（実施要綱41ページ様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記6に示した出願書類のほか、次の書類を併せて提出する。
 - ① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。
受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。
すでに交付を受けた受験票は返還する。
詳細は実施要綱による。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱46ページ様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（実施要綱46ページ様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 出願の特例措置

- (1) 県外からの出願
保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記8の(1)を準用する。
- (2) 出願先変更
保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて、本校へ出願先変更をする者については、上記9を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

II 入学者選抜

1 選抜資料及び選抜方法

(1) 特色選抜

I型、II型の選抜資料は下の表のとおりとする。

選抜においては、選抜資料の得点を加えて得られた成績と、特色選抜志願理由書の記載内容、点数化しない調査書の記載事項及び特色面接の内容とを十分に精査して、総合的に合否を判定する。

	I 型	II 型
学 力 検 査	5教科とする。 250点満点とし、傾斜配点は実施しない。	5教科とする。 250点満点とし、傾斜配点は実施しない。
特 色 選 抜 志 願 理 由 書	本校への志望動機・理由、中学校での状況、高校入学後の抱負、将来の目標と高校卒業後の進路希望について、本人が記入する。 記載内容については精査する。	本校への志望動機・理由、中学校での状況、高校入学後の抱負、将来の目標と高校卒業後の進路希望、大会での顕著な実績について、本人が記入する。 記載内容については精査する。
特 色 面 接	個人面接を実施する。 個人面接では、本校で学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ、適切に伝える表現力をみる。 面接については、段階評価とする。	個人面接を実施する。 個人面接では、本校で学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ、適切に伝える表現力をみる。 面接については、段階評価とする。
特 色 検 査	実施しない。	入学後に入部する部活動に関する実技を実施する。（※欄外参照） 実技については135点満点とする。
調 査 書	「各教科の学習の記録」は、全ての教科を2倍して270点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は135点満点として、405点満点とする。 部活動や地域のクラブ活動の実績や取組内容などは点数化しない。	「各教科の学習の記録」は、135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は135点満点として、270点満点とする。 部活動や地域のクラブ活動の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。
選抜資料の満点	全体の満点は、655点とする。	全体の満点は、655点とする。

※II型特色検査について

運動部系は、当該競技に関する能力をみる内容とする。

文化部系は、簡単なソルフェージュに関する能力及び当該部活動に関する能力をみる内容とする。

なお、実技の内容の詳細は、出願時に通知する。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行う。合否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜において不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて一般選抜の対象とする。

① 調査書は、「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

② 学力検査は5教科とする。250点満点とし、傾斜配点は実施しない。

③ 集団面接を実施する。面接については、段階評価とする。

ただし、特色選抜との併願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

2 学力検査・面接・特色検査の日時、日程及び会場等

(1) 日 時 令和6年3月5日(火)及び3月6日(水) 午前9時～

(2) 日 程

3月5日(火) 学力検査(全員)、一般面接(一般選抜専願者のみ)

8:00～8:20 受付

9:00～15:10 学力検査(外国語(英語)の検査には「放送によるテスト」を含む。)

15:10～ 諸連絡

15:30～ 一般面接

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10 15:30～

国語 (50分)	休 (20分)	数学 (50分)	休 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (60分)	理科 (50分)	休 (20分)	社会 (50分)	休 (20分)	一般面接※
-------------	------------	-------------	------------	----------------------	-------------	-------------	------------	-------------	------------	-------

※特色選抜の受験者は、一般面接を受験しない。特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

3月6日(水) 特色選抜(特色面接及び特色検査)

8:00～8:30 受付

9:00～ 特色面接(I型は特色面接が終了した順に下校)

II型特色検査(※特色面接終了後)

※特色検査開始時刻については、追って各中学校へ連絡する。

(3) 会 場 福島県立須賀川創英館高等学校

(4) 持ち物 ① 学力検査日

受験票、上履き、筆記用具、昼食、コンパス、定規、その他別途指示されたもの

※下敷、分度器、分度器の機能を有する文房具、各辺の長さの比が印字された三角定規は使用できない。

② 特色面接、特色検査実施日

受験票、上履き、筆記用具、特色検査に必要なもの(II型)、その他別途指示されたもの

※①、②ともに、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類を持ち込むことはできない。

(5) その他

志願状況により、学力検査以外の日程については変更することがある。

3 合格者発表

(1) 令和6年3月14日(木)正午以降に、須賀川創英館高等学校で発表する。

(2) 合格者に対して、合格通知書(実施要綱45ページ様式共通5号)を交付する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

4 追検査等の実施

追検査の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査の対象となる志願者

① インフルエンザ等学校感染症(学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者

③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部または一部の欠席を余儀なくされた者

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（実施要綱52ページ様式共通14号）を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部または一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査受験許可証（実施要綱53ページ様式共通第15号）を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 日 時 令和6年3月11日（月）午前9時～
- ② 日 程 8:15～8:30 受験者受付
9:00～14:45 学力検査
15:00～ 面接（一般面接・特色面接）・特色検査

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00

国語 (50分)	休 (15分)	数学 (50分)	休 (15分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (50分)	理科 (50分)	休 (15分)	社会 (50分)	休 (15分)	面接・特色検査
-------------	------------	-------------	------------	----------------------	-------------	-------------	------------	-------------	------------	---------

※特色選抜の受験者は、一般面接を受験しない。特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

- ③ 会 場 福島県立須賀川創英館高等学校
 - ④ 持ち物 上記2(4)と同様とする。
 - ⑤ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
 - ⑥ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
- (5) その他
インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

5 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取り扱いはおりのとおりとする。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
一部未完了となった選抜の意思連絡書（実施要綱54ページ様式共通16号）を令和6年3月7日（木）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。この際、本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（実施要綱55ページ様式共通17号）を交付する。
なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、上記「4 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (3) 入学辞退の手続きについては、実施要綱12ページ「4 その他(3)」に記載のとおり取り扱う。
- (4) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難している場合の出願は、実施要綱80ページ「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」により行う。
- (5) 受験上の配慮が必要な場合は、出願する前に本校校長に問い合わせること。
- (6) 出願の際提出する各書類の宛先は「福島県立須賀川創英館高等学校長」とすること。

- (7) 本校の入学選抜事務での氏名等の漢字の扱いについては、コンピュータ等で一般的に使用される字体を用いる。
- (8) 本要項に関して不明な点があれば、本校に問い合わせること。

別紙 前期選抜入学願書 記入のしかた

様式統一1号の1

※	月	日	受付
※	第		号

この記入例のとおり記入する。
ゴム印を使用してもよい。

受	験	番	号
※			番

※印の欄には記入しない。

令和6年度前期選抜入学願書

福島県立 須賀川創英館 高等学校長 様

それぞれ自署する。

令和 ○年 ○月 ○日

特色選抜を志望する場合記入する。
志望しない場合は斜線を引く。

志願者氏名 須賀川 太郎 (本人自署)
保護者氏名 須賀川 一郎 (保護者自署)

課程	全日制・定時制)の課程		あてはまるものを○で囲む。	
志願する学科	特色選抜	普通科 ()コース		かっこの中には何も記入しない。
	一般選抜	普通科 ()コース	第二志望	科 ()コース
志願者住所	現住	郵便番号 ()	ふりがな	すかがわ たろう
	所住	須賀川市○○町○番○号	氏名	須賀川 太郎
保護者住所	現住	郵便番号 ()	ふりがな	すかがわ いちろう
	所住	志願者の欄に同じ	氏名	須賀川 一郎
通学区域	県下一円	県内固定区	県外隣接学区	あてはまるものを○で囲む。
		県内共通区 県内隣接学区 県内のその他		
履歴	平成 6年 3月	○○○○立○○○ 学校	卒業	卒業見込

学力検査における傾斜配点について、下記教科を申請します。(一般選抜における自己申告による場合のみ記入)

国語	この欄には何も記入しない。	外国語(英語)
----	---------------	---------

- (注) 1 志願する学科の欄のコースには、募集定員がコース別に設定されている学科を志願する場合に志願するコースを記入する。それ以外の場合は空欄とする。
 2 出願しない選抜がある場合は、当該欄に斜線をひく。
 3 一般選抜において、第二志望を認める学校に出願する場合には、必ず、募集要項で確認の上、希望があれば第二志望の欄に記入する。それ以外の場合は、当該欄に斜線をひく。
 4 中学校卒業者の場合、履歴の欄には、中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入する。
 5 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、緊急連絡先の電話番号を履歴の欄に記入する。
 6 自己申告による傾斜配点を実施する学校に出願する場合は、自己申告する教科欄に○を記入する。それ以外の場合は空欄とする。なお、申告後の変更は認めない。
 7 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙(全日制2,200円、定時制950円)を貼る位置

志願者及び保護者は、貼付した収入証紙に消印しないこと。